

Information 双葉警察署

福島県警察採用案内

福島県警察では令和5年度採用試験で警察官を募集予定です！

受験希望の方はもちろん、少しでも興味のある方、ご家族ご親戚に受験資格のある方などたくさんの応募お待ちしております。

募集についての問い合わせや、質問などはお気軽にご相談してください。

双葉警察署警務係からひとこと(^^)／

警察官は、福利厚生が充実しており、女性の育児休暇はもちろん男性も育児に参加出来るための休暇や、夏休み休暇など職員全員が働きやすい環境です。

双葉署員も各種休暇を積極的に取得しており、各自仕事とプライベートの両立ができています！

ぜひ、警察官を受験してください。

あなたと一緒に働けるのを待っています！

■受験資格

警察官A 年齢33歳未満の者で、大学卒業者または大学卒業見込みの者

警察官B 年齢17歳以上33歳未満の者(大学卒業者または大学卒業見込みの者を除く)

試験の種類	受付期間	一次試験	合格発表	二次試験	合格発表
警察官A (第1回)	3/1(水) ～ 4/7(金)	5/21 (日)	6/7 (水)	6/30(金) ～ 7/5(水)	8/17 (木)
警察官A (第2回)	7/24(月) ～ 8/18(金)	9/17 (日)	10/3 (火)	10/22(日) ～ 10/27(金)	11/30 (木)
警察官B	7/24(月) ～ 8/18(金)	9/17 (日)	10/3 (火)	10/22(日) ～ 10/25(水)	11/30 (木)

問 双葉警察署警務課 ☎0240-22-2121
採用フリーダイヤル ☎0120-276-314
(平日午前9時～午後5時)

Information 仙台国税局

2023年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署などにおいて、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

■受験資格

- 平成5年4月2日から平成14年4月1日生まれの人
- 平成14年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者および令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■受験申込受付期間

令和5年3月1日(水)～3月20日(月)

■受験申込方法

受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報NAVI
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

■第1次試験日

令和5年6月4日(日)

問 仙台国税局人事第二課試験研修係
☎022-263-1111 内線3236
人事院東北事務局 ☎022-221-2022

Information 相双障害者就業・生活支援センター

移動相談会の開催について

障がいを持っているけど働きたい、働いているけど悩みを持っている、会社で障がい者を雇用したいなど、障がい者の雇用に係る移動相談会を実施いたします。

無料で相談できますので、ぜひご活用ください。

■日時 令和5年3月16日(木)

午後1時30分～午後3時30分

■対象 障がいのある方、その家族の方、障がい者雇用を考えている企業の方など

■場所 広野町公民館一階研修室

■費用 無料

■備考 予約なしでも相談可能ですが、来場の際はなるべく事前にご連絡をお願いいたします。

問 相双障害者就業・生活支援センター
☎0244-24-3553
広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険など一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1/2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**

令和7年2月末まで・・・免除継続

令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 福島県経営金融課

原子力被災12市町村での事業再開・創業支援について

東日本大震災時に原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小事業者や12市町村内で創業又は事業展開する事業者、店舗や事務所の整備などに要する経費の一部を補助する補助金の令和5年度公募を開始します。

公募期間などの詳細は決まり次第、県ホームページでお知らせします。

■被災事業者向け

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

対象者：東日本大震災時に原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小事業者

補助上限額：3,200万円(※)

■創業又は事業展開する事業者向け

福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

対象者：原子力被災12市町村内において創業する者、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていない事業者

で12市町村内に事業展開する者

補助上限額：2,250万円(※)

※事業を実施する場所、条件によって補助率、補助上限額が異なります。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

問 福島県経営金融課 ☎024-572-7019

HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>

